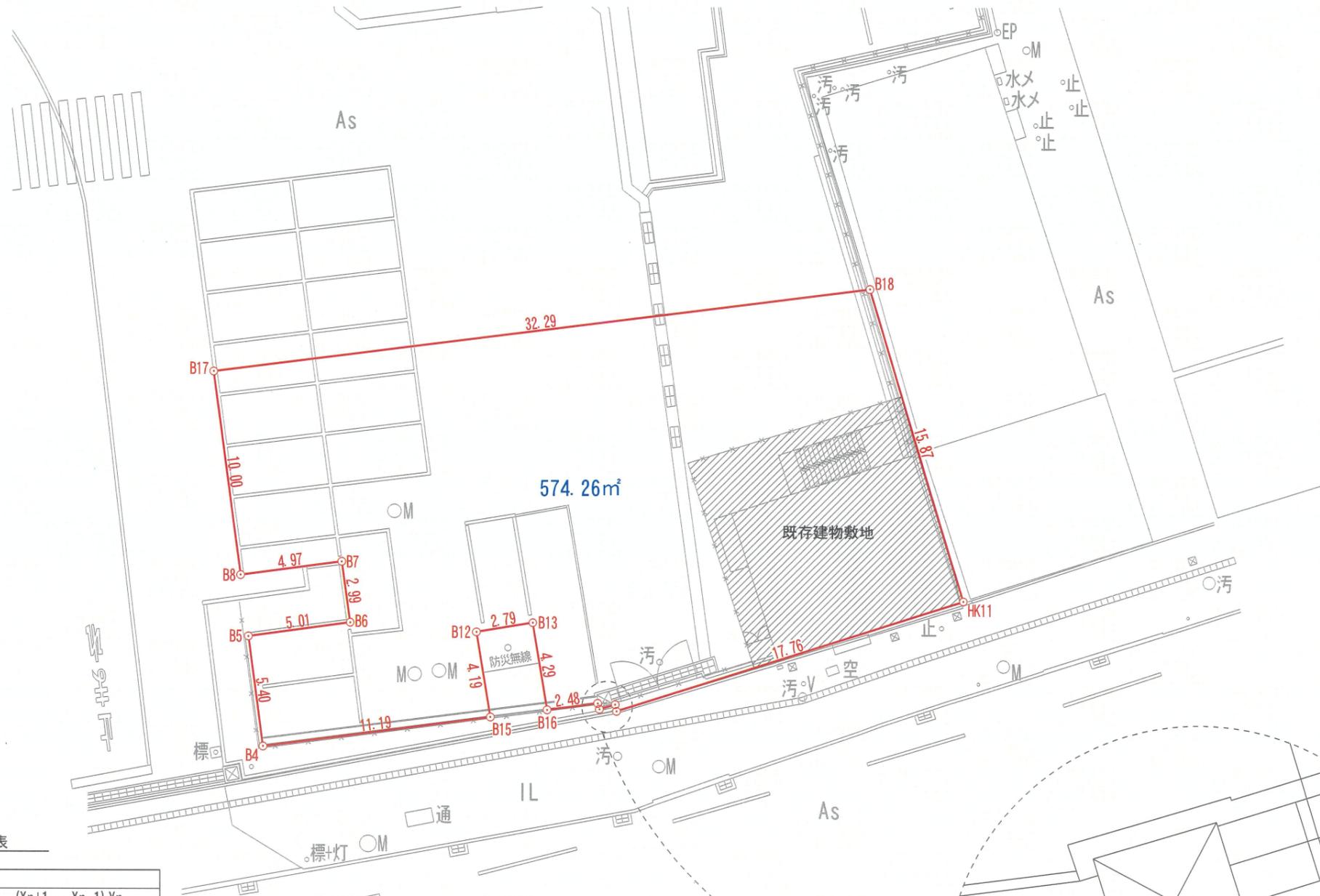


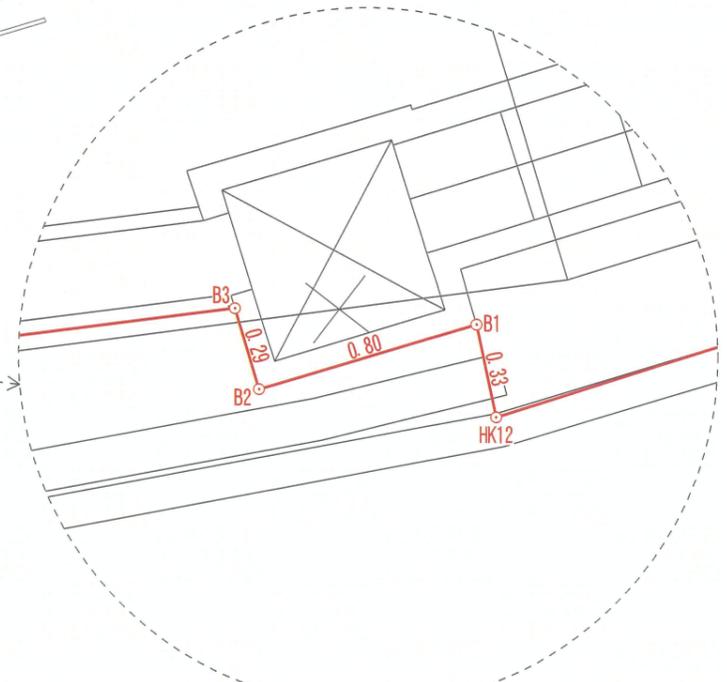
求積図 S-1:250 (A3)  
 神戸市兵庫区御崎町一丁目2番1

資料1 求積図



座標求積表

地番 測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
HK11	-148832.991	76868.531	-1581339.419732
HK12	-148838.359	76851.601	-387332.069040
B1	-148838.031	76851.533	7608.301767
B2	-148838.260	76850.765	4380.493605
B3	-148837.974	76850.680	-2459.221760
B16	-148838.292	76848.211	301629.228175
B13	-148834.049	76847.515	291021.539305
B12	-148834.505	76844.761	-353562.745361
B15	-148838.650	76845.432	-428413.283400
B4	-148840.080	76834.327	301651.567802
B5	-148834.724	76833.622	463614.075148
B6	-148834.046	76838.587	279922.972441
B7	-148831.081	76838.179	177573.031669
B8	-148831.735	76833.243	711552.663423
B17	-148821.820	76831.932	1071651.787536
B18	-148817.787	76863.974	-858647.453554
		倍面積	-1148.531976
		面積	574.265988
		地積	574.26 m <sup>2</sup>



拡大図 1/25

(資料2)

## 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱

(平成 22 年 5 月 26 日管理者決定) 抜粋

(暴力団等に関係するかどうかの照会)

**第4条** 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を管理者又は市長に提出した者

(ア) 略

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者

ア 公有財産管理規程第10条に規定する使用許可申請書を管理者に提出した者

イ 管理者が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者

(ア) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(イ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者

2 略

**第5条** 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

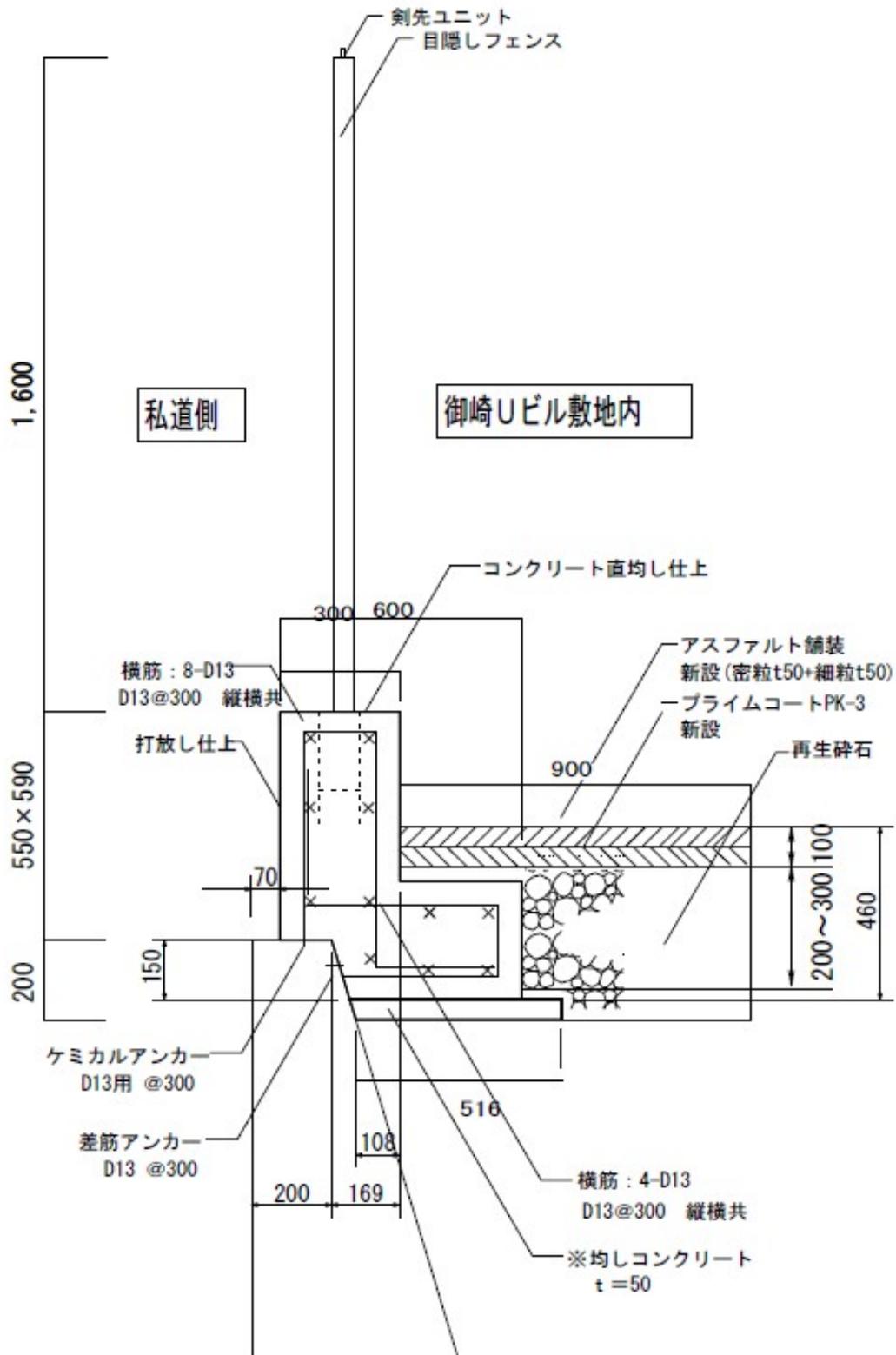
ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託等を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

資料3 擁壁及び目隠しフェンス



## 資料4 石綿調査報告書

※個人情報を含む内容はマスクングしています

神戸市交通局御中

和田岬会館石綿調査

事前調査報告書

令和7年1月10日

---

## 目次

1 調査目的	1
2 調査対象項目	1
3 調査対象地	1
4 調査年月日	2
5 調査機関および調査責任者・分析責任者	2
6 調査方法	3
7 調査の結果	3
8 調査箇所一覧	4
9 現地調査個票	5・6

## 添付資料

分析結果報告書(今回調査分)

## 1 調査目的

成形板等を含めた建材等について、アスベスト含有建材の有無を事前に調査する事を目的とする。

## 2 調査対象項目

調査の対象とする建材は、レベル 1 に該当する石綿含有建材(吹付材)、レベル2に該当する石綿含有建材(保温材、断熱材、被覆材)、レベル 3に該当する石綿含有建材(成形板等)および、その他アスベスト含有の可能性のある建材である。

分析対象とするアスベストは、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの 6種類である。

## 3 調査対象地

名称: 和田岬会館

4 調査年月日

第一次スクリーニング:

第二次スクリーニング: 令和6年10月29日

分析調査: 令和6年10月30日～11月1日

5 調査機関および調査責任者、分析責任者

【調査機関】

【調査責任者】

【保有資格】

一般建築物石綿含有建材調査者

(証明書番号: 一般社団法人 兵庫県労働基準連合 第 号)

【分析会社】

【分析責任者】

【保有資格】

石綿分析技術評価事業

A ランク認定技術者

資格者証

(調査者)

(分析者)

## 6 調査方法

第一次スクリーニングおよび第二次スクリーニングの調査は、「建築物石綿含有建材調査者講習テキスト【第1版】」第3講座現地調査の実際と留意点に準拠して実施した。

分析調査は、「市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」(JIS A 1481-1:2016)に準拠して実施した。

## 7 調査の結果

### 7-1 第一次スクリーニング調査

### 7-2 第二次スクリーニング調査

・現地において、目視調査・試料採取を実施した。

調査結果の詳細は調査箇所一覧、現地調査個票、分析結果報告書に記載する。

- ・解体工事に伴う石綿含有調査と聞く
  - ・図面等に資料なし
  - ・改修の記録なし
  - ・聞き取り及び現地調査
  - ・石綿含有の恐れのある8検体採取(詳細は調査箇所一覧)
- ・今回調査箇所にアスベストが検出されなかった。

## 8-1 調査箇所一覧

## 今回調査分

場所	番号	建材名	結果
和田岬会館	No. 1	外壁塗装 塗料+下地	不検出
和田岬会館	No. 2	外壁タイル タイル及び下地	不検出
和田岬会館	No. 3	屋上防水 防水シート+接着材	不検出
和田岬会館	No. 4	屋上シール シール材	不検出
和田岬会館	No. 5	1階通路壁 モルタル材	不検出
和田岬会館	No. 6	天井ボード ボード+塗料	不検出
和田岬会館	No. 7	じゅらく壁 じゅらく+下地	不検出
和田岬会館	No. 8	床タイル タイル+下地	不検出

## 9.現地調査個票

番号	No.1	部屋名	和田岬会館	部 位・材料	外壁面
備考				目視・採取	
メモ	図面や回収記録等なく、年代も古いため材質等の特定も困難なため、現地確認により、検体を検討				
	・使用材料が古く劣化等により特定困難なため、同一材料ごとの1検体採取する。				
	・木材や鉄材等をはぶき、8検体採取する。				
	・石綿は検出されなかった。				



外部

屋上



内部



和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 1 外壁塗装  
(塗料+下地)

採取前



和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 1 外壁塗装  
(塗料+下地)

採取中



和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 1 外壁塗装  
(塗料+下地)

採取後



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 2 外壁タイル  
(タイル+下地)

採取前



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 2 外壁タイル  
(タイル+下地)

採取中



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 2 外壁タイル  
(タイル+下地)

採取後



和岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 3 屋上防水  
(防水シート+接着剤)

採取前



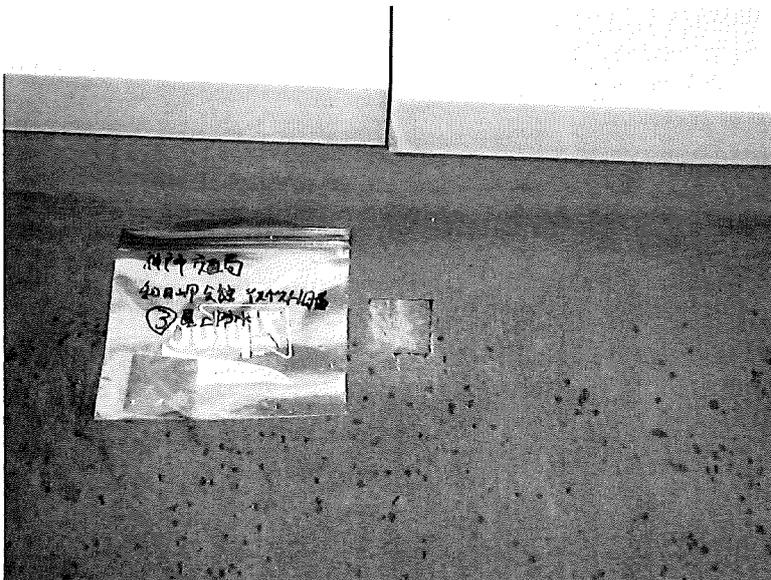
和岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 3 屋上防水  
(防水シート+接着剤)

採取中



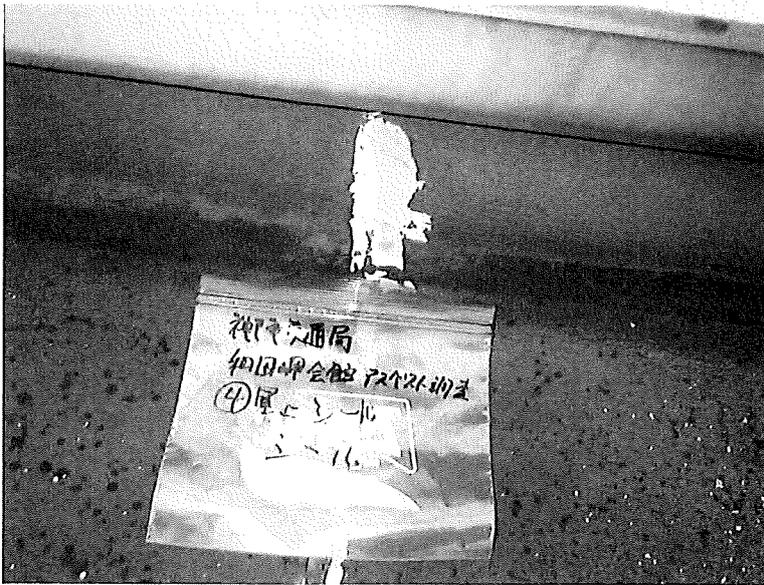
和岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 3 屋上防水  
(防水シート+接着剤)

採取後



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 4 屋上シール  
(シール材)

採取前



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 4 屋上シール  
(シール材)

採取中



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 4 屋上シール  
(シール材)

採取後



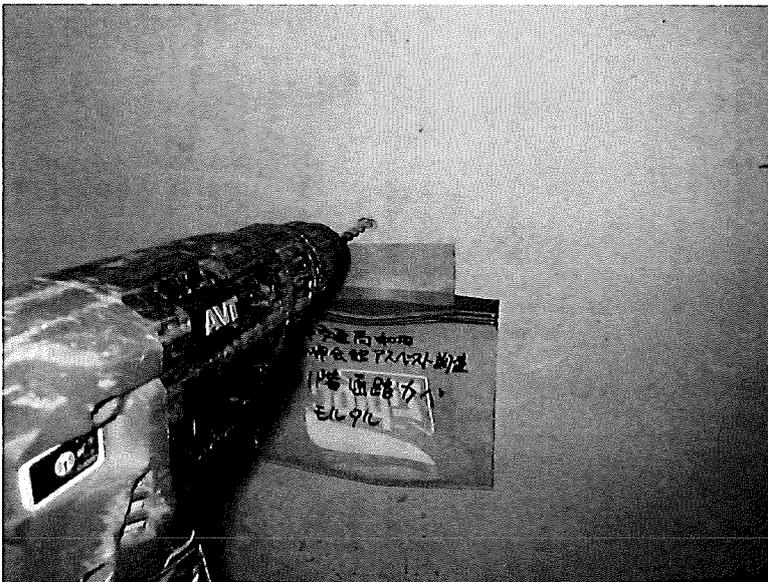
和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 5 1階通路壁  
(モルタル材)

採取前



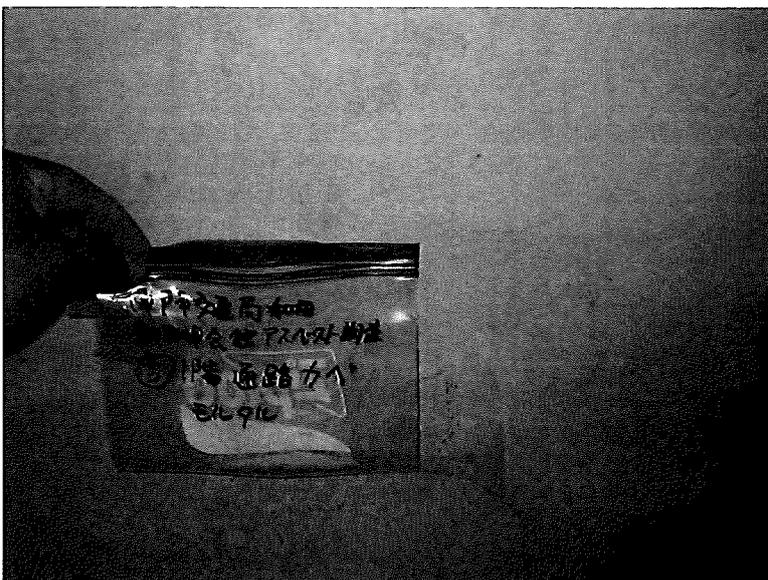
和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 5 1階通路壁  
(モルタル材)

採取中



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 5 1階通路壁  
(モルタル材)

採取後



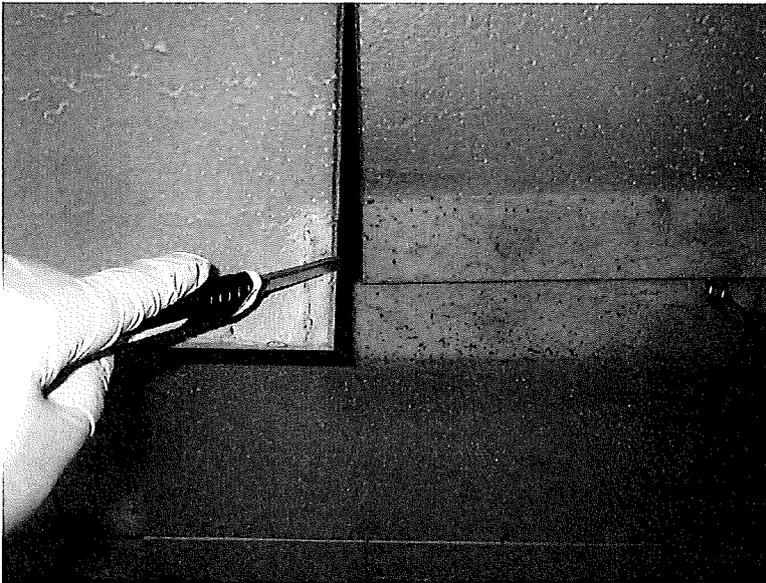
和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 6 天井ホート  
(ホート+塗料)

採取前



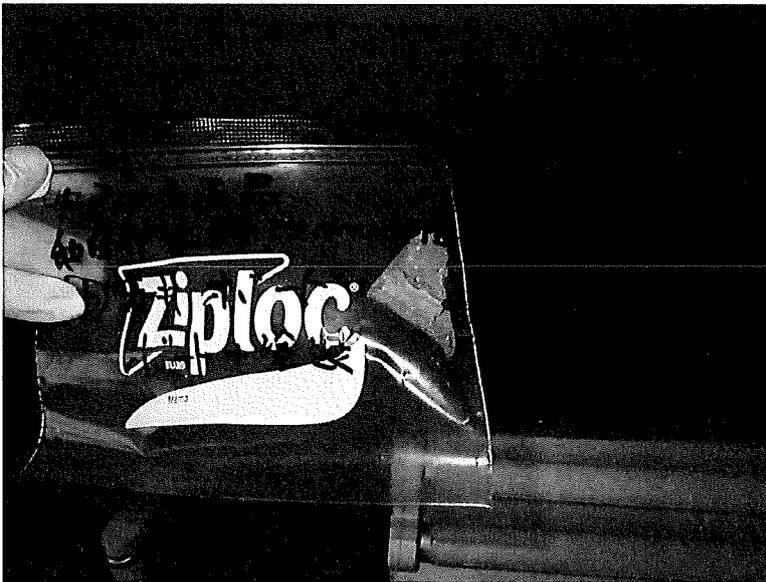
和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 6 天井ホート  
(ホート+塗料)

採取中



和歌山会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 6 天井ホート  
(ホート+塗料)

採取後



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No.7 じゅらく壁  
(じゅらく+下地)

採取前



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No.7 じゅらく壁  
(じゅらく+下地)

採取中



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No.7 じゅらく壁  
(じゅらく+下地)

採取後



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 8 床タイル  
(タイル+下地)

採取前



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 8 床タイル  
(タイル+下地)

採取中



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

No. 8 床タイル  
(タイル+下地)

採取後



和田岬会館石綿調査

2024/10/29

調査者及び採取者

採取使用消耗品石綿含有  
として処理

分析結果を下記の通り報告します。

件名	神戸市交通局 和田岬会館 アスベスト含有調査
採取区分	【持込試料】 本試料は持込試料です。
分析日	2024年10月30日 ~ 2024年11月1日
分析者	署名
分析方法	JIS A 1481-1(偏光顕微鏡・分散染色法)

別添 データ No.	試料名	アスベスト	推定 含有率	備考
No.1	外壁塗装 塗装材+下地材	不検出	0.1%未満	-
No.2	外壁タイル タイル+下地材	不検出	0.1%未満	-
No.3	屋上防水 防水シート+接着剤	不検出	0.1%未満	-
No.4	屋上シール シール材	不検出	0.1%未満	-
No.5	1階通路 壁 モルタル材	不検出	0.1%未満	-
No.6	天井ボード ボード+塗装材	不検出	0.1%未満	-
No.7	じゅらく 壁 じゅらく+下地材	不検出	0.1%未満	-
No.8	床タイル タイル+下地材	不検出	0.1%未満	-
	以下余白			

※添付資料:「石綿障害予防規則 第3条第2項、5項に基づく事前調査等におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)」

## 石綿障害予防規則 第3条第2項、5項に基づく 事前調査等におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)

神戸市交通局 御中

貴社より委託を受けたアスベスト分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。  
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

### 記

#### 1. 分析を実施したアスベスト分析機関

名称		代表者氏名	
所在地			
登録番号(作業環境測定機関)			
連絡担当者			

#### 2. 分析を実施した年月日

分析実施日	2024年10月30日	～	2024年11月1日
-------	-------------	---	------------

#### 3. 物件名称

物件名称	神戸市交通局 和田岬会館 アスベスト含有調査
------	------------------------

#### 4. 分析実施代表者一覧

項目	氏名	公益社団法人 日本作業環境測定協会が実施した石綿分析技術者に対する分析技術評価事業の参加の有無及びランク等
一次分析試料の作成		-
JIS A1481-1		有 ( 認定No. 2309合0239号 )
JIS A1481-2,3		有 ( 認定No. 2311A0123号 A ランク )
JIS A1481-1,5		有 ( 認定No. 2313A0089号 A ランク )



1. 解体工事

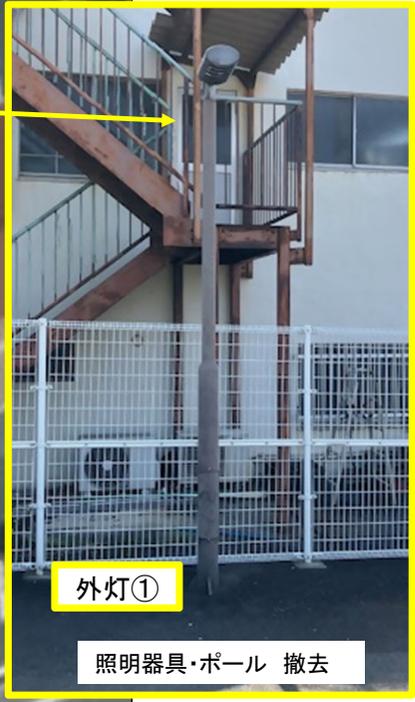
項 目	特記事項								
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。</li> <li>◆ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。</li> <li>◆ 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係諸法令を遵守し、適正に処分すること。</li> </ul>								
参考図書	<p>施工に当たり、次の図書及び資料を参考にして適正な自主管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」「建築物解体工事共通仕様書解説（最新版）」「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」、「建築工事安全施工技術指針」、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」国土交通大臣官房官庁管轄部制定</li> <li>◆ 「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」建設副産物リサイクル広報推進会議発刊</li> <li>◆ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1537号）、「建設機械に関する技術指針（平成3年建設省通知第247号）」</li> </ul>								
工事の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築物の解体部分の床面積の合計が1,000㎡以上の場合、又は、建築物の解体部分に非飛散性石綿が存在し、解体部分の床面積が80㎡以上の場合（非飛散性石綿がその一部にしかない場合も含む）、工事開始日（内装等撤去開始日）の8日前に「環境の保全と創造に関する条例」（兵庫県条例）に基づき神戸市長に届出を行う。</li> </ul>								
工事の記録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 撮影対象等は「管繕工事写真撮影要領」撤去・解体工事編による他、下記を参考に撮影すること。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分類</th> <th>撮影箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 敷地全景</li> <li>◆ 解体建築物全景 棟毎</li> <li>◆ 解体外構工作物、設備等毎</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等）</li> <li>◆ 分別解体の経過状況（作業順）</li> <li>◆ 基礎解体後の最深部</li> <li>◆ 埋め戻し状況</li> <li>◆ 伐採、伐根状況</li> <li>◆ 屋外埋設物撤去状況</li> <li>◆ 供給設備関係の処理状況</li> <li>◆ 公害対策状況</li> <li>◆ 解体機械、発生材運搬車両</li> <li>◆ 発生材処分先及び搬入写真</li> <li>◆ 振動、騒音測定状況写真</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	撮影箇所	着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 敷地全景</li> <li>◆ 解体建築物全景 棟毎</li> <li>◆ 解体外構工作物、設備等毎</li> </ul>	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等）</li> <li>◆ 分別解体の経過状況（作業順）</li> <li>◆ 基礎解体後の最深部</li> <li>◆ 埋め戻し状況</li> <li>◆ 伐採、伐根状況</li> <li>◆ 屋外埋設物撤去状況</li> <li>◆ 供給設備関係の処理状況</li> <li>◆ 公害対策状況</li> <li>◆ 解体機械、発生材運搬車両</li> <li>◆ 発生材処分先及び搬入写真</li> <li>◆ 振動、騒音測定状況写真</li> </ul>	完成時	
分類	撮影箇所								
着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 敷地全景</li> <li>◆ 解体建築物全景 棟毎</li> <li>◆ 解体外構工作物、設備等毎</li> </ul>								
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等）</li> <li>◆ 分別解体の経過状況（作業順）</li> <li>◆ 基礎解体後の最深部</li> <li>◆ 埋め戻し状況</li> <li>◆ 伐採、伐根状況</li> <li>◆ 屋外埋設物撤去状況</li> <li>◆ 供給設備関係の処理状況</li> <li>◆ 公害対策状況</li> <li>◆ 解体機械、発生材運搬車両</li> <li>◆ 発生材処分先及び搬入写真</li> <li>◆ 振動、騒音測定状況写真</li> </ul>								
完成時									
近隣家屋等の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。</li> <li>◆ 近隣家屋等の調査 事前調査の実施（内外観検査、傾斜測定調査、水平測定調査など）</li> </ul>								
解体作業中の騒音及び振動調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 解体作業中の騒音、振動調査を実施すること（常時測定）</li> </ul>								
仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本仮設計画図は作業内容、天候等により近隣住民、通行人、関係者に対し必要のある場合は、請負者の責任において速やかに補足すること。</li> <li>◆ 道路部に仮設足場や養生防護棚が必要な場合は道路占用の許可を得ること。</li> <li>◆ 隣地に面する部分は特に仮設計画及び解体に際し、養生・安全に留意の上施工のこと。</li> <li>◆ 敷地外周撤去に際し、工事完了までに敷地内に関係者以外の侵入防止策を講ずること。</li> <li>◆ 撤去対象外の既設物は適切な養生を行ない、破損させないこと。万が一破損させた場合は、請負人の負担にて取り替えること。</li> <li>◆ 仮囲い、足場に先行して作業する場合においても、粉塵の飛散等が無いように適切な養生を実施すること。</li> <li>◆ 重機類の転倒防止等のため、鉄板養生、地盤改良及び山留め等請負人の責任において安全施工につとめること。</li> </ul>								
解体施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。</li> <li>◆ 他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。</li> <li>◆ 解体施工は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。</li> <li>◆ 特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害</li> </ul>								

項 目	特記事項
	の予防対策の一層の推進を図ること。
分水栓コマ下げ	◆ 行わない ただし処理方法については、別途報告を行う。
特別管理産業廃棄物の処分等	◆ PCB 使用機器の確認 昭和 47 年以前に製造された電気機器は、PCB を使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、使用を確認した場合は適切に処理する。

## 2. 石綿処理工事

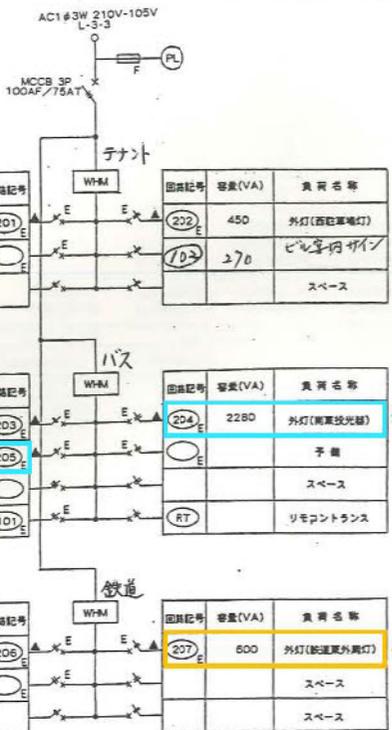
項 目	特記事項
法令等の遵守	◆ 大気汚染防止法（以下「大防法」という）、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号、以下「石綿則」という）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。
参考図書	◆ 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和 3 年 3 月)(令和 6 年 2 月改正)」厚生労働省・環境省 ◆ 「建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト」厚生労働省 ◆ 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」 ◆ 「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」国土交通大臣官房官庁営繕部制定
事前調査報告書	◆ 関係法令等に基づき、官公署へ報告を行うこと。
届出	◆ 建築物の解体部分の床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合、又は、建築物の解体部分に非飛散性石綿が存在し、解体部分の床面積が 80 m <sup>2</sup> 以上の場合（非飛散性石綿がその一部にしかない場合も含む）、工事開始日の 8 日前までに特定工作物解体等工事实施届出を行う。 ◆ 特定粉じん排出等作業を行う場合、除去作業にかかる養生開始日の 15 日前に届出を行う。 ◆ 届出先：環境局環境保全課
電子システムによる報告	◆ 石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積 80 m <sup>2</sup> 、改修工事の場合は請負金額が 100 万円）以上の解体工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告すること（令和 4 年 4 月以降に着工する工事から対象）。 ◆ 報告システム（ <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/</a> ）
掲示板等の設置	◆ 大防法、石綿則に基づき、事前調査の結果及び作業内容等を工事現場の公衆の見やすい場所に解体等作業の開始から終了まで工事期間を通して掲示すること。 ◆ アスベスト作業の有無や届出の要否に応じた掲示を行うこと。

# 外灯移設撤去工事参考資料 (写真)



外灯移設撤去工事参考資料(図面)

LB-1B (自立型)



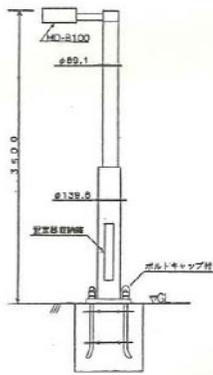
外灯②

外灯②

外灯①

外灯姿図 B 5基

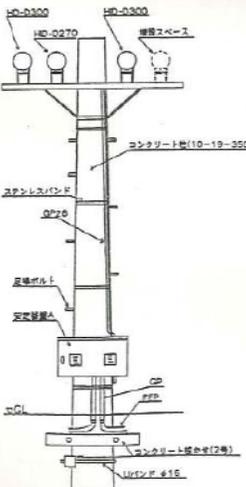
外灯①



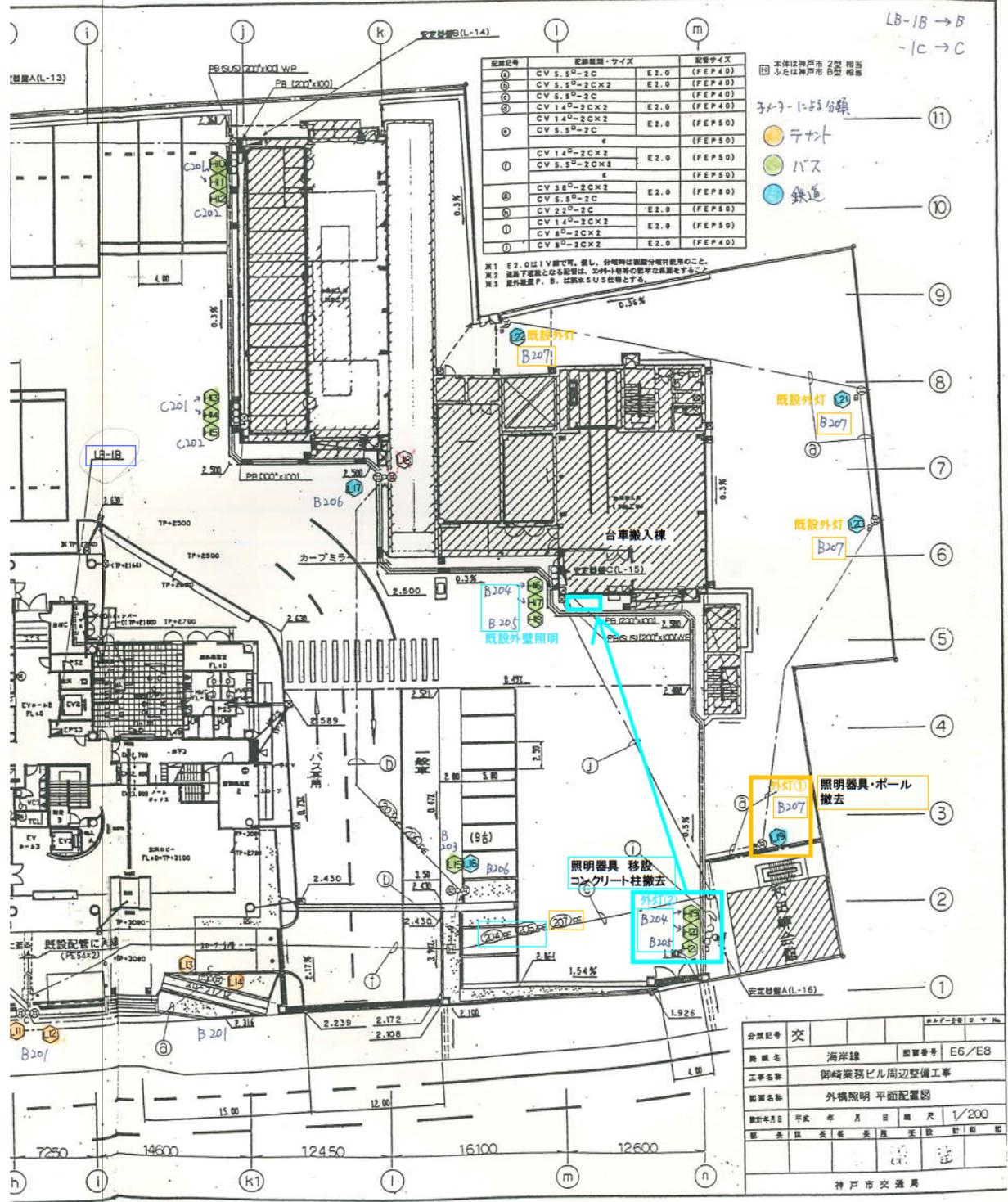
材質	ポール:STK400 アーム:SUS304
構造	ベース式、安定器内蔵可能型
仕上げ	溶融亜鉛メッキ+指定色塗装(重耐塩)
その他	耐風速60m/s

外灯姿図 D 4基

外灯②



架台仕様	鋼材(溶融亜鉛メッキ仕上)
その他	耐風速60m/s



記号	記号	記号	記号
①	CV 5.5 <sup>0</sup> -2C	E2.0	(FEP40)
②	CV 5.5 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP40)
③	CV 5.5 <sup>0</sup> -2C	E2.0	(FEP40)
④	CV 1.4 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP40)
⑤	CV 1.4 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP50)
⑥	CV 5.5 <sup>0</sup> -2C	E2.0	(FEP50)
⑦	CV 1.4 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP50)
⑧	CV 5.5 <sup>0</sup> -2C	E2.0	(FEP80)
⑨	CV 2.2 <sup>0</sup> -2C	E2.0	(FEP80)
⑩	CV 1.4 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP80)
⑪	CV 5.5 <sup>0</sup> -2CX2	E2.0	(FEP40)

※1 E2.0は1Vで取、量し、分岐時は照度分岐使用のこと。  
 ※2 照度不足となる記号は、アウトポートの照度を算出すること。  
 ※3 照度計算P、B、は誤差0.5%以内とする。

① 本体は神戸市 2階 照度  
 ② 本体は神戸市 6階 照度  
 ③ 3ヶ月に1回分岐  
 ● テナント  
 ● バス  
 ● 鉄道

照明器具・ポール撤去

照明器具 移設  
 コネクタ柱撤去

分譲記号	交	海岸線	E6/E8
路線名	海岸線	計画番号	E6/E8
工事名称	御崎業務ビル周辺整備工事		
計画名称	外構照明 平面配置図		
設計年月日	平成 年 月 日	縮尺	1/200
設計者	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	設計者	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

神戸市交通局